城下町エリアの登録基準

　高槻市景観基本計画において定められた「歴史的な趣のある地区」として、城下町エリアの登録基準を遵守した外観を有し、城下町らしい趣あるまちなみ景観に寄与するもの。なお、登録対象については、道路等公共の場所から望見することができ、登録基準の形態意匠における色彩に適合し、建築物もしくは工作物における項目①～⑧のいずれか１つでも該当するものを対象とします。

城下町エリアの登録基準一覧表

項目				内容
形態意匠	色彩			外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とすること。 ・色相　１０Ｒ～１０Ｙ（温かみのあるＲからＹの範囲） ・明度　２．０以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度　４．０以下 ※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。
形態意匠	建築物	屋根	①	町家等と調和した勾配形式とし、本瓦または桟瓦葺き又はこれらに模した仕上げであること
形態意匠	建築物	壁面	②	腰部を板張りとし、その上部が漆喰またはそれに模した材料の仕上げであること、又は壁面全体が漆喰またはそれに模した材料の仕上げであること
形態意匠	建築物	壁面	③	木・土・漆喰などの自然素材またはそれに模した材料で仕上げることで町家等との調和が図られていること
形態意匠	建築物	開口部	④	木材又は木調の材料を用いた格子戸とし外壁・塀等を調和させていること
形態意匠	建築物	開口部	⑤	町家等と調和する格子窓を設け、建築物の形態に合った箇所に配置されていること
形態意匠	建築物	開口部	⑥	木材又は木調の材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げであること
形態意匠	建築物	建築設備	⑦	室外機などの建築設備は道路から見えないように設置されていること 木材又は木調の材料を用いた格子などで目隠しが設けられていること
形態意匠	工作物		⑧	道路面に町家等と調和する木・土などの自然素材またはそれに模した材料を活用し、建築物とバランスの取れた形態・色彩を用いたもの（駒寄や板張塀、築地塀を想定）

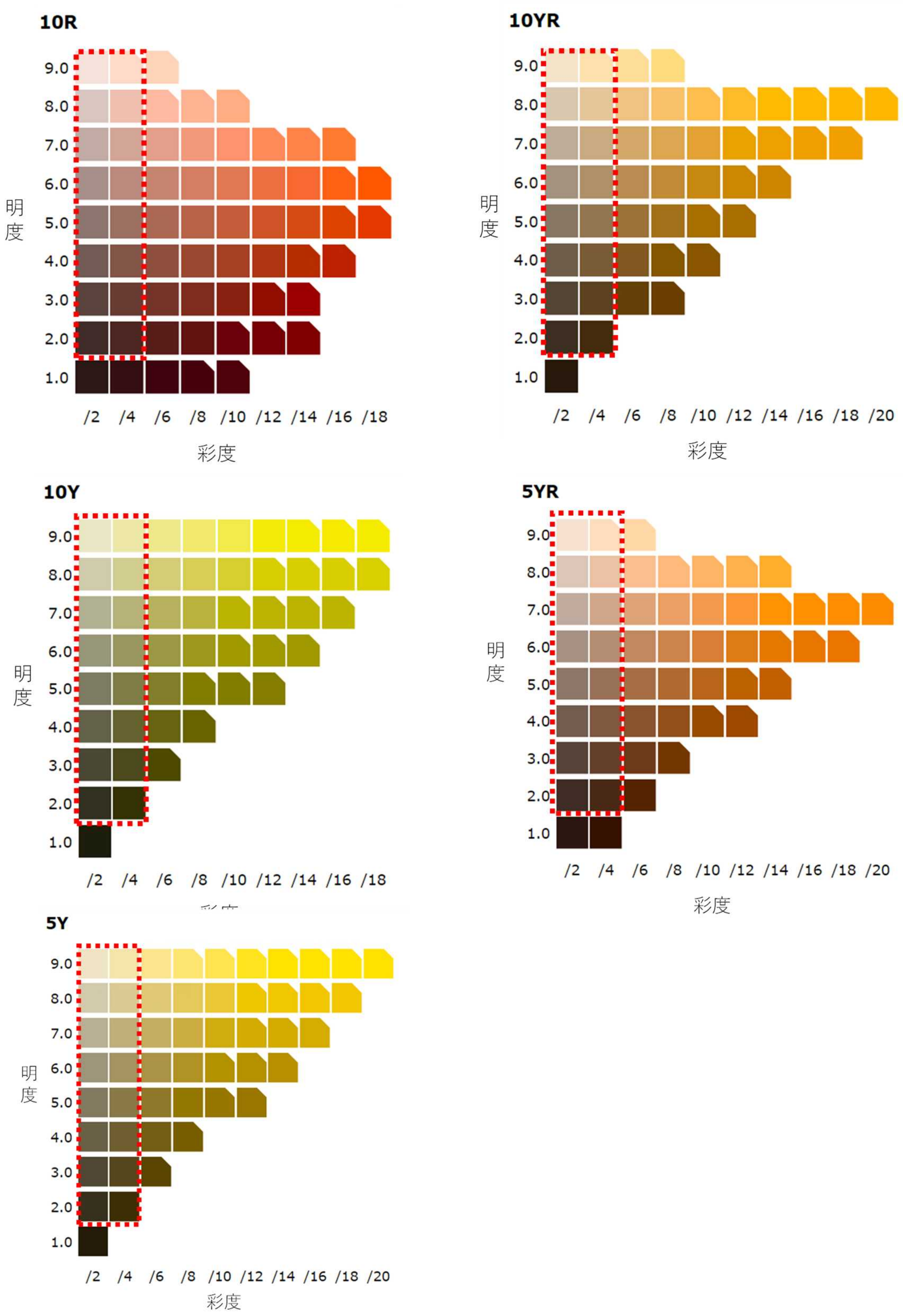
10R
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
明度
/2 /4 /6 /8 /10 /12 /14 /16 /18
彩度
10YR
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
明度
/2 /4 /6 /8 /10 /12 /14 /16 /18 /20
彩度
10Y
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
明度
/2 /4 /6 /8 /10 /12 /14 /16 /18
5YR
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
明度
/2 /4 /6 /8 /10 /12 /14 /16 /18 /20
彩度
5Y
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
明度
/2 /4 /6 /8 /10 /12 /14 /16 /18 /20
彩度

色彩（明度と彩度）